

平成30年北海道胆振東部地震に係る市町村への職員派遣状況

9月10日(月)15:00現在 総務部

職 種	派遣先	派遣期間	人数	派遣元
避難所運営支援	厚真町	9/7~9/11	20名	総務部、保健福祉部、経済部、農政部、出納局
		9/9~9/13	4名	後志総合振興局
		9/7~9/9	12名	胆振総合振興局
		9/9~	6名	胆振総合振興局
		9/8~9/12	3名	環境生活部
		9/9~9/13	8名	総合政策部、水産林務部
	安平町	9/10~9/14	10名	議会、監査、教育
	<u>むかわ町</u>	<u>9/11~9/15</u>	<u>39名</u>	総務部、総合政策部、環境生活部、経済部、農政部、建設部、出納局、渡島総合振興局、檜山振興局、上川総合振興局、留萌振興局、十勝総合振興局
避難所の健康相談等	苫小牧保健所	9/7~9/9	4名	保健福祉部、空知総合振興局
		9/7~9/8	3名	胆振総合振興局
		9/8~9/10	3名	空知総合振興局
		9/8~9/11	3名	空知総合振興局
		9/8~9/11	3名	後志総合振興局
		9/8~9/10	2名	渡島総合振興局
		9/9~9/15	3名	十勝総合振興局
		9/9~9/15	2名	上川総合振興局
		9/9~9/15	3名	日高振興局
水道業務(技術支援)	厚真町、安平町、むかわ町、日高町、平取町	9/7~9/9	1名	環境生活部
みなし応急仮設住宅の状況確認	厚真町、むかわ町、安平町	9/7	1名	建設部
応急危険度判定事前調査	厚真町、むかわ町、安平町	9/6	1名	
		9/6~9/7	2名	
応急危険度判定	厚真町、むかわ町、安平町	9/6	1名	
		9/6~9/7	1名	
		9/6~9/10	1名	
		9/7	3名	建設部、道総研、胆振総合振興局
		9/7~9/8	1名	胆振総合振興局
		9/8~9/10	1名	建設部
		むかわ町、安平町	9/8~9/9	8名
	むかわ町	9/8	1名	建設部
	安平町	9/9	1名	
下水道業務支援	厚真町、日高町、安平町	9/6~9/7	1名	建設部
施設被害調査	札幌市、厚真町	9/7	4名	教育庁
計			156名	

※ リエゾン業務で4市12町へ職員を派遣 計66名

(総務部、保健福祉部、石狩振興局、胆振総合振興局、日高振興局、オホーツク総合振興局)

※ 物資受入・仕分業務で苫小牧埠頭(株)へ職員を派遣 計20名 (本庁各部)

平成30年北海道胆振東部地震に関する水道施設の被害状況及び対応状況

北海道環境生活部

9月10日 15時30分 現在

1 断水被害の概要

区 分		9月10日(月) 15:30現在	9月9日(日) 15:00現在	9月6日(木) 【地震発生日】
断水市町村数		3 振興局 5 市町	3 振興局 6 市町	13 振興局 45 市町村
断水戸数		約6,374戸	約8,486戸	62,066戸以上
内訳	水道施設被害	約6,374戸	約8,486戸	25,285戸以上
	停電が原因	0戸	0戸	36,781戸以上

2 断水被害のある市町村の状況

振興局	市町村	地区	水道の種別	被害状況			応急給水等の対応状況	備考
				原因	状況	影響戸数(人数)		
石狩	札幌市	里塚配水池(清田区の一部)	上水道	水道管路の破損	断水	61戸 (211→61)	・応急給水実施中(1カ所) ・完全復旧は未定	
胆振	安平町	ほぼ全域	上水道	水道管路の破損	断水	2,908戸 (3,222→2,908)	・浄水場再起動 ・町内4カ所(給水車:町3台、自衛隊1台)にて応急給水実施 ・管路の漏水調査、修繕工事を実施中	9/7~9 先遣隊として道職員1名と日水協道支部3名を派遣 9/10~13 道職員を引き続き派遣 9/9 日水協道支部では現地対策本部を設置(安平町役場内)
	厚真町	全域	簡易水道	浄水場機能不全	断水	全戸 (約2,100戸) (4,700人)	・町内9カ所にて応急給水実施 ・これまで使用していた浄水場の再稼働作業中 ・管路の漏水調査を開始	
	むかわ町	穂別地区	簡易水道	水道管路の破損	断水	20戸 (826→20)	・自衛隊による応急給水(5箇所) ・断水地区へのバイパス管等による切替作業中	
日高	日高町	富川西駒岡	上水道	水道管路の破損 浄水場の破損	断水	1,285戸 (2,087→1,285)	・給水拠点1カ所 ・給水タンクによる応急給水(2カ所) ・自衛隊へ応援要請 ・管路の漏水調査及び応急復旧工事実施中	

計 3振興局 5 市町

約6,374 戸

※ ( )内は前日の本部員会議報告からの変化を記載。

# 北海道胆振東部地震被害状況・対応状況等

9月10日(月)13:00現在  
保健福祉部

## 1 医療関係

- ① 災害拠点病院(34)  
すべて病院が災害拠点病院として対応中。なお、すべての病院が通電済。
- ② その他の医療機関(約900機関)  
電源、燃料、水など医療機能の維持に必要な支援を実施中。
- ③ 人工透析患者  
道内120の透析実施医療の患者受入等について調整済。
- ④ 在宅酸素療法及び人工呼吸療法患者  
停電による在宅酸素濃縮器使用者等の状況について、市町村、医療機器メーカーと連携し、確認、調整を実施、対処。
- ⑤ 医薬品等  
卸売業者からの供給については支障なし。

## 2 福祉関係

- ・ 高齢者施設、障がい者施設、児童関係施設ともに大きな被害なし。引き続き情報収集。
- ・ なお、厚真町の高齢者施設及び障がい者施設(同一敷地内)において、スプリンクラーの一部破損により居室等が水浸しとなったため、入所者(109名)が別の社会福祉施設等に一時避難中。

## 3 災害ボランティアセンター

- ・ 北海道災害ボランティアセンターの支援のもと、厚真町、むかわ町、安平町の各町で、12日からボランティアの募集を開始予定。
- ・ 本日(9/10)、災害ボランティアセンター支援のため、道職員を派遣(3町×2名)するとともに、9月11日以降、関係団体のボランティアの協力を得て避難所等の支援活動を実施。

## 4 人的支援

- ① DMAT(災害派遣医療チーム)
  - ・ 各地域のDMAT活動拠点本部は、順次撤収し、JMAT等による被災地の医療救護活動に移行。
  - ・ DMATロジスティックチームも縮小し、札幌・胆振で後方支援実施。
  - ・ 「胆振・日高」については、苫小牧保健所長を本部長とする「東胆振東部3町医療救護保健調整本部」を厚真町総合福祉センター内に設置し、保健・医療に関する総合調整を行う予定。
- ② JMAT(日本医師会災害派遣医療チーム)
  - ・ 9月9日(日)から、道内2チームが現地で活動開始
- ③ DPAT(災害派遣精神医療チーム)  
秋田県及び岩手県チームの支援を受けている。  
北海道DPAT1チームを9月11日から胆振管内に派遣。

#### ④ 医師等の派遣

道立保健所の医師・獣医師等6名のチームを編成し、苫小牧保健所に派遣予定。(9月11日～)

#### ⑤ 健康相談班の派遣

- ・ 苫小牧保健所保健師(6名)を安平町、厚真町、むかわ町にリエゾンとして派遣(9月6日)
- ・ 道立保健所の保健師等チーム(12班36人)を被災地に派遣し、避難者の健康相談等を実施。  
(9月7日～)
- ・ 青森県、福島県、仙台市から保健師等のチームが派遣され、避難者の健康相談等を実施予定。  
(9月11日～)

#### ⑥ DCAT(災害派遣ケアチーム)の派遣

- ・ 厚真町及び安平町からの避難所への介護職員の派遣要請を受け、北海道社会福祉協議会から統括責任者1名及び関係法人から7名の介護職員を派遣。(9月10日～)

#### ⑦ 事務職員の派遣

- ・ 保健福祉部主幹3名を住民意向調査や空き住宅の確認など住宅対策に係る各町との調整のため、厚真町(9月7日～)、むかわ町及び安平町(9月10日～)に派遣。
- ・ 保健福祉部主幹2名を市町村支援のため、苫小牧保健所に派遣。

### 5 避難者支援

#### ① エコノミークラス症候群の予防

- ・ 注意喚起のため、報道発表。(9月7日)
- ・ 今後、避難所等に訪問する保健師の健康相談班などが啓発チラシを配付し、注意喚起を積極的に実施予定。

#### ② 避難所における食中毒予防

- ・ 各避難所における食中毒予防に係る衛生指導の実施について、各保健所に連絡。(9月7日)
- ・ 室蘭保健所及び苫小牧保健所管内に食中毒警報発令。(9月8日15時から96時間)

#### ③ 入浴及び宿泊等の支援

- ・ 被災者に対する入浴及び宿泊等の支援について関係団体に協力を要請。(9月9日)
- ・ 苫小牧市内の3施設で避難者に対する無料入浴実施。(9月10日～)

### 6 その他

#### ① 災害義援金

- ・ 日本赤十字社北海道支部において、12日から義援金を募集することを決定。  
(募集窓口：日本赤十字社北海道支部・北海道共同募金会)

#### ② 国民健康保険等関係

- ・ 被保険者証等を紛失した場合等の受診の取扱い及び被災被保険者に係る国民健康保険料(税)等に係る減免等の取扱いについて市町村等に通知。(9月7日)

# 節電の取組について（平成30年9月10日版）

**済** = 本日追加分

経 済 部

平成30年北海道胆振東部地震に伴い発生した大規模な停電は、北海道のほぼ全域で復旧したが、国からは、道内の需要実績を踏まえれば、大規模停電を避けるためには、道内全域で、平常時より1割程度的大幅な節電が不可欠とし、また、老朽火力発電設備の故障等のリスクを踏まえ、平常時よりも2割の節電を目指すよう協力依頼があったことから、計画停電などの手段を極力回避するためにも、道として、道民の皆様に対し、広く節電の取組を呼びかけるとともに、節電対策に取り組んでいく。

## 1 道民や企業への自主的な節電の呼びかけ

### <道民、企業共通>

#### ① 国の節電要請の周知

- ・市町村、関係団体に発出 **済**

#### ② 知事メッセージの発出・周知

- ・道民、各界各層に幅広く節電の取組を呼びかける「知事メッセージ」の発出 **済**
- ・道民や各部・振興局所管の関係団体等に周知

#### ③ 節電リーフレットの配布

- ・夏の節電のパンフレットを増刷し、道民や企業・団体に配布

### <道民向け>

#### ④ 住民向け啓発の実施

- ・道民に幅広く節電の取組を呼びかける街頭啓発を実施
- ・市町村に住民向け啓発の依頼 **済**

#### ⑤ 多様なメディア等を活用した節電の呼びかけ

- ・道のホームページやツイッターの活用（実施中、随時更新）
- ・自動販売機等の電光掲示板の活用（実施中、随時更新）
- ・記者会見など情報発信の機会の活用（随時実施）

#### ⑥ 包括連携企業との連携による道民の自主的な節電の取組の推進

- ・道と包括連携協定を締結する企業との協働により、道民の自主的な節電の取組を呼びかける取組を実施

## <企業向け>

### ⑦ 関係団体への節電の協力依頼

- ・ 北海道地域電力需給連絡会の構成機関に、知事名による節電の協力依頼の文書を送付 **済**
- ・ 各部の関係団体への節電の呼びかけ

## 2 関係機関と連携した節電対策

### ① 電力需給連絡会の開催

- ・ 道内の電力不足の懸念に対応するため、経済・産業関係団体等と連携し、効果的な節電対策を推進 **済**

### ② 地域での連絡会の開催

- ・ 各総合振興局・振興局の主催により、市町村及び関係団体を構成メンバーとした連絡会議を開催（9月10日～11日に開催予定）
  - ・ 本取組の情報共有
  - ・ 市町村や関係団体に対する節電の取組の働きかけ
  - ・ 住民に対する節電の周知についての協力要請

## 3 産業への影響緩和

- ・ 農業分野における営農技術対策をとりまとめ、発出 **済**
- ・ 水産業・林業・木材産業分野における節電対策をとりまとめ、発出 **済**
- ・ 商工業分野における節電メニューの情報提供 **済**

## 4 道としての節電対策

別紙「道としての節電対策について」のとおり

## 道としての節電対策について

区 分	取 組 例
庁舎ごとの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廊下・執務室照明⇒一斉に減灯               <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要な照明の消灯 通常の1/2程度を減灯など</li> </ul> </li> <li>■エレベータ⇒使用台数の削減               <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働台数の半減</li> <li>・エスカレーターを停止</li> </ul> </li> <li>■空調設備⇒原則停止               <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓を開放し換気を行う</li> </ul> </li> <li>■給湯設備⇒使用の自粛               <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り給湯設備を停止するとともに供給エリアにおいても使用の自粛を行う</li> </ul> </li> <li>■電気製品⇒原則使用禁止               <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気ポットは、昼休み時間帯以外の使用を自粛</li> <li>・冷蔵庫の使用は、原則禁止</li> <li>・電子レンジ、コーヒーマーカーは使用禁止</li> <li>・テレビ、ビデオは、使用時以外コンセントを外す</li> </ul> </li> <li>■OA機器⇒待機電力の削減               <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休み時間中、パソコンのコンセントを外す</li> <li>・省電力設定を行う</li> </ul> </li> </ul>
職員行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■次の取組などについて、職員の創意工夫により実施</li> <li>【OA機器】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・退庁時におけるパソコンのコンセントオフ</li> <li>・離席時におけるパソコンのスリープモード化</li> <li>・プリンタ共有機能の活用による使用台数の抑制 など</li> </ul> </li> <li>【職場環境】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のため窓際付近の書類等の整理</li> <li>・当番制による節電行動チェック など</li> </ul> </li> <li>【周知徹底・情報共有】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内放送を最大限活用した節電の呼びかけの強化</li> </ul> </li> <li>【その他】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・5階程度の移動については、エレベーターの使用を自粛する。</li> <li>・トイレ鏡照明、温水便座の使用を禁止する。</li> </ul> </li> </ul>

※ 具体的な取組にあたっては、来庁者や執務室の状況、職員の健康などに配慮するとともに、各職場における創意工夫と自主性のもと推進していく。

## 道としての節電対策について

### ○道(本庁舎等)における電力使用量の区分別実績

分 類	構成比 (8月平均)	平日(9/5)最大 電力使用量 <sup>※</sup> (kw)
動力(空調・給湯設備)	49%	669
電灯(照明・コンセント類)	33%	450
動力(防災・給排水)	12%	177
エレベーター	3%	41
冷房	2%	27
計	100%	1,364

※最大電力使用量の内訳は推計

### ○重点的な取り組み

- ①空調設備は、原則として停止する。  
窓を開放し、自然換気を行う。
- ②給湯設備は、使用しない。
- ③照明は、必要最低限で点灯する。  
業務に関係ない電気機器のコンセントは抜く。
- ④退庁時は、OA機器のコンセントを抜く。
- ⑤エレベーターは、できる限り使用しない。  
低層階は、階段を利用する。



## 農業分野における節電の営農技術対策について

平成30年9月10日  
北海道農政部

平成30年北海道胆振東部地震による被害のため、道内の電力需給の見通しは、大変厳しい状況にあり、国からは平常時よりも可能な限りの節電を要請されています。

このため、農業分野においても、農作業、家畜の飼養管理の適切な実施や、農畜産物・加工品など食品の品質の維持、安全・安心の確保に影響が生じない範囲で、次の事項を参考に可能な限り節電に努めてください。

### <国からの要請>

節電コア時間帯（平日8：30～20：30）における平常時の2割の節電

## 1 共通事項

- (1) 長時間使用しない農業機器等の電源は切っておく。また、使用していないプラグはコンセントからこまめに抜く。
- (2) 電気を消費する不連続的な作業は、可能な限り電力消費量の少ない夜間又は土曜日や日曜日に行う。
- (3) 電気を使用する農機具、農業用機械は、定期的に清掃し、運転効率を高める。
- (4) 扇風機・換気設備等は、可能であればインバーター制御や送風効率の高いものに変更する。
- (5) 施設内の照明器具は、可能であればLED式や高効率蛍光灯などの省エネタイプに交換する。

## 2 水稻

- (1) 収穫作業開始前に乾燥機の点検整備を行う。
- (2) 効率的な乾燥により節電に取り組む観点から、収穫にあたっては、ほ場ごとの収穫時期を予測し、水分の低下したほ場から効率的に収穫できるよう準備を進める。  
また、乾燥は、二段乾燥に努めるとともに、できる限り夜間等の時間帯を利用する。
- (3) 乾燥機への張り込み量に注意し、乾燥効率を高めるなどにより乾燥時間の短縮に努める。

### 3 園芸

#### (1) 栽培施設

ア 換気扇や自動カーテン装置を設置しているハウスでは、天窓や側窓での換気に努め、換気扇やカーテンの稼働時間の短縮を図る。

イ 高温時期には天面や側面を遮光資材で被覆し、ハウス内の温度上昇を抑制する。

#### (2) 出荷調整作業

ア 収穫作業や出荷調整作業は、品温の上昇を抑制するため、可能な限り涼しい朝夕に行うとともに、収穫物はすみやかにほ場から搬出するように努める（やむを得ず収穫物を一時的にほ場に堆積する場合は、直射日光が当たらないよう注意する）。

イ 出荷調整作業施設の照明は最小限にとどめ、採光や通風を改善し室温の上昇を抑制する。

ウ 共選出荷施設等に搬入する場合は、共選機械の作業時間の短縮を図るため、出荷前の選別をしっかりと行う。

#### (3) 予冷（自家用を含む）・集出荷施設

ア 過度な低温にならないように設定温度を調節する。

イ 冷気が全体に行き渡るように庫内を整理する。

ウ 出入口にカーテンをし、扉の開閉は最小限にとどめる。

エ 冷蔵施設の保守点検を行うとともに、必要に応じ断熱補強を行い、保冷性を高める。

オ 出荷物の搬入の時間帯を調整し、共選・出荷ラインはできるだけ集約する。

### 4 酪農・畜産

#### (1) 電力使用の抑制

搾乳機器とバルククーラー、ふん尿処理設備、換気設備等の定格電力を把握した上で、稼働させる機器の時間帯を分散させ、使用電力量を抑制する。

特に、搾乳作業機器（搾乳機器、バルククーラー）以外のふん尿処理設備などは、使用間隔を長くするなど可能な限り節電の工夫をする。

なお、乳用牛の体調管理など十分に注意し、畜舎環境の維持に努める。

#### (2) バルククーラーの冷却効率の向上

ア 冷凍機の周辺にはものを置かず、風の通りをよくする。また、機械本体に日射が当たらないよう注意する。

イ 冷凍機の冷却効率を更に高めるため、フィン（放熱板）をこまめに清掃する。

## 水産業・林業・木材産業分野における節電対策について

平成30年9月9日  
北海道水産林務部

平成30年北海道胆振東部地震による被害のため、道内の電力需給の見通しは、大変厳しい状況にあり、国からは平常時よりも可能な限りの節電を要請されています。

このため、各事業者におかれましては、道産水産物・水産加工品・きのこなどの食品の品質の維持、安全・安心の確保や道産木材・木製品などの生産加工品の安定的供給に影響が生じない範囲で、次の事項を参考に可能な限り節電に努めて下さい。

### <国からの要請>

節電コア時間帯（平日8：30～20：30）における平常時の2割の節電

#### 1 共通事項

- (1) 電力使用ピーク時を避けるため、可能であれば、稼働開始時間の変更や工場稼働日の変更（平日を日曜日など）について検討する。
- (2) 事務室、工場、倉庫などにおいて、使用していない電気設備（ポンプ、モーター、ヒーター、コンベアー等）は、電源オフを徹底することやこまめにコンセントからプラグを抜くなどの対応を徹底する。
- (3) 事務室の空調設備・照明・OA機器については、可能な限り、室内温度28℃の設定、照明器具の一部消灯、省電力モードの設定などに努める。
- (4) 事務室、工場、倉庫などの照明器具については、従来型蛍光灯や白熱灯を使用している場合、可能な限り、高効率蛍光灯や電球型蛍光ランプ又はLED照明に交換する。
- (5) 電気を使用する設備、機器のメンテナンスを適切かつ定期的実施することで運転効率を高め、ロスを低減する。
- (6) 節電対策を効果的に進めるため、最大需要電力や電力使用量のデータを管理することができる「デマンド監視装置」（注）の導入を検討する。

（注）デマンド監視装置：電力の使用量（デマンド）が、予め設定した値を超過する恐れがある場合に、警報等で知らせる装置

## 2 水産業分野

水産分野においては、事務所、荷捌き所、冷凍加工施設、漁業作業施設などにおいて、道産水産物・水産加工品などの食品の品質の維持、安全・安心の確保に影響が生じない範囲で、次の事項について節電に努めて下さい。

- (1) 電気を使用する漁業用機器は、定期的に清掃し、運転効率を高める。
- (2) 冷凍庫内の温度や在庫管理をしっかり行い、過度な低温とならないよう温度管理を行うとともに、冷気が全体に行き渡るよう庫内管理や在庫管理を行う。  
また、出入口にカーテンをし、扉の開閉は最小限にとどめる。
- (3) 水槽を用いた畜養等において、在庫（飼育密度）管理を適正に行い、水量や曝気（エア）を適切に調整して効率を高める。
- (4) 除湿、暖房（温風ファン）が必要な乾燥機の使用をできるだけ控えるよう、こまめに換気を行うとともに、操業に当たっては天候等を見極めるなど配慮する。

## 3 林業・木材産業分野

林業・木材産業分野においては、事務所、建築材等を生産するための木材加工施設やシイタケなどのきのこ類の生産、品質を確保するための空調管理機器等を有する施設などにおいて、品質や性能の確かな木材・木製品などの安定的な供給や道産きのこ生産物の安全・安心の確保に影響が生じない範囲で、次の事項について節電に努めて下さい。

- (1) 木材加工施設の生産ラインについては、稼働ロスを少なくし、より効率的に製品の生産ができるよう生産ラインの確認を行う。
- (2) きのこ生産施設については、温度管理に空調施設を使用している場合は、可能であれば、自然換気や遮光ネット等の使用による温度管理を検討する。
- (3) 種苗生産施設においては、種子や苗木の温度管理に冷蔵施設を使用している場合は、過度な低温にならないように設定温度を調節するとともに、冷気が全体に行き渡るように庫内を整理する。

# 建設部における現在の取り組みについて

建設部

H30.9.10

## 1 厚真川の河道確保作業について

- 土砂崩れにより河道埋塞が発生した3カ所について、自衛隊や開発局の協力を得て、河道確保作業を実施中。
- 本日中に被災前の約7割の断面を確保できる予定。
- 引き続き、作業を継続し、数日中には作業を完了する見込み。

## 2 被災者の道営住宅への受入れについて

- 被災地周辺の道営住宅を、北海道胆振東部地震により住宅を喪失した困窮者に対し、応急的な住宅として無償供与する。

振興局名	市町村名	空き家提供可能戸数	申込件数
胆振	室蘭市	114	
	苫小牧市	92	2
	登別市	17	
	伊達市	6	
日高	新ひだか町	1	
	浦河町	5	
石狩	札幌市	23	11
	江別市	8	3
	恵庭市	1	
	石狩市	4	1
	千歳市	1	
計		272	17

問い合わせ件数：79件（うち札幌市58件）、申込17件（うち札幌市11件）

（9月10日 14時現在）

- ・対象者：住宅が倒壊又は損傷により居住場所を喪失した者
- ・提出書類：罹災証明書又は被災証明書
- ・使用期限：3ヶ月以内とする。ただし、状況に応じて延長が可能（最長1年間）
- ・使用料：免除

## 3 被災建築物応急危険度判定に関する対応について

- 地震により被災した建築物の危険性を判定する「被災建築物応急危険度判定」について、6日にむかわ町、安平町、厚真町に職員派遣し事前協議を行い、協議の整ったから判定を行った。

振興局名	市町村名	判定実施日	判定件数	判定者	動員延人数
胆振	むかわ町	9月7日～10日	113	道、道総研	20
	安平町	9月8日～9日	81	道、道総研、道開発局	14
	厚真町	9月10日	5	道	2
計			199		36

※その他、札幌市が514件、北広島市が40件の判定を実施。

（9月10日 14時現在）

あづまがわ  
厚真川 河道閉塞状況

ならやま  
榑山橋

ほろない  
幌内橋

コブシ橋

あっぱろ  
厚幌ダム



## 北海道胆振東部地震への応援

### 1 活動の経緯

- ・ 9月6日（木） 地震発災直後から、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援協定のカバー第一順位県の青森県をはじめ岩手県、宮城県、福島県の各県がリエゾンを道庁に派遣。（そのほか、富山県、鳥取県、熊本県、関西広域連合（兵庫県）がリエゾンを派遣）
- ・ 9月7日（金）～8日（土） 被害の大きい厚真町、安平町、むかわ町の被害状況、町対策本部の活動状況及び避難所の運営状況を調査し、北海道と情報共有。
- ・ 9月9日（日） 北海道から避難生活の長期化に対応できる避難所構築のための支援要請を受けて、同日9時00分に大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援本部設置規定に基づき、広域応援本部（本部長：青森県知事）を設置し、その旨各県へ通知。

### 2 活動状況

- ・ 道庁に広域応援本部現地調整所設置し、アドバイス要員及び北海道と連絡調整を実施。
- ・ 青森県（福島県）は厚真町、岩手県は安平町、リエゾンを派遣している宮城県は秋田県に代わり断定的にむかわ町でそれぞれ活動。（避難所運営アドバイス要員のブロックローテーション：別添参照）
- ・ 9月8日、9日、厚真町の避難所管理者等と意見交換を実施。  
（着替え、歯ブラシ等の生活用品の不足、プライバシーの確保、洗濯機の設置等の要望あり）
- ・ 9月9日以降、各町において道から派遣されている支援員と協力して避難所運営の体制づくりに向けてアドバイス、調整を実施。

### 3 今後の対応

避難所運営において保健衛生の観点から保健師と連携した対応が重要であることから、保健師と連携して対応に向けた調整を実施する。

長期的な避難所運営支援に向けた要員調査を各県に対して照会する。





## 避難所運営アドバイス要員（案）

	現状（暫定）	要請後①	要請後②	要請後③
厚真町	○青森県 9月7日～9月13日	○新潟県 9月10日～9月18日	○新潟県 9月17日～9月24日	○福島県 9月23日～9月30日
安平町	○岩手県(2名) 9月7日～9月11日 ○岩手県(1名) 9月7日～9月12日	○岩手県(2名) 9月11日～9月17日 ○岩手県(1名) 9月12日～9月18日	○山形県 9月17日～9月24日	○山形県 9月23日～9月30日
むかわ町	○宮城県 9月7日～9月13日	○秋田県 9月10日～9月18日	○秋田県 9月17日～9月24日	○宮城県 9月23日～9月30日
(道庁)	○青森県 9月6日～9月30日 ※青森県は道庁リエゾンを基本に、現地対応も実施。			

※9月いっぱいの想定で作成。県間の引継ぎ回数を減らすよう調整。

※福島県は9月8日～9月12日被災地調査・情報収集のための派遣。

## 「平成30年北海道胆振東部地震」の最大震度別地震回数表

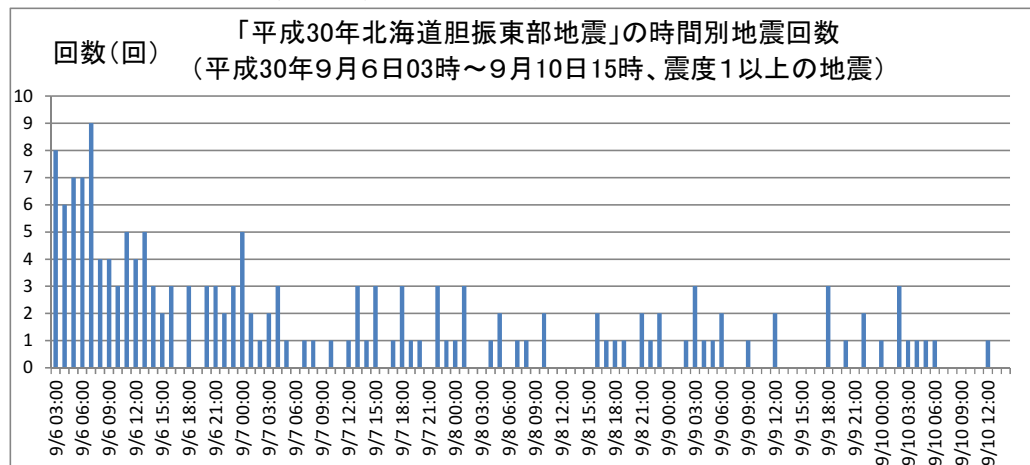
平成30年9月6日03時～9月10日15時、震度1以上

(注)掲載している値は精査により、後日変更する場合があります。

時間帯	最大震度別回数									震度1以上を観測した回数		備考
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	回数	累計	
9/6 03時-24時	43	26	12	2	0	0	0	0	1	84	84	※
9/7 00時-24時	21	8	5	1	0	0	0	0	0	35	119	
9/8 00時-24時	10	9	1	1	0	0	0	0	0	21	140	
9/9 00時-24時	13	3	0	1	0	0	0	0	0	17	157	
9/10 00時-15時	5	3	1	0	0	0	0	0	0	9	166	

時間帯	最大震度別回数									震度1以上を観測した回数		備考
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	回数	累計	
9/9 00時-01時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	
01時-02時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	
02時-03時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	141	
03時-04時	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	144	
04時-05時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	145	
05時-06時	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	146	
06時-07時	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	148	
07時-08時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	148	
08時-09時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	148	
09時-10時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	149	
10時-11時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	
11時-12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	
12時-13時	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	151	
13時-14時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151	
14時-15時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151	
15時-16時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151	
16時-17時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151	
17時-18時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	151	
18時-19時	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	154	
19時-20時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154	
20時-21時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	155	
21時-22時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	
22時-23時	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	157	
23時-24時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157	
9/10 00時-01時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	158	
01時-02時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158	
02時-03時	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	161	
03時-04時	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	162	
04時-05時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	163	
05時-06時	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	164	
06時-07時	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	165	
07時-08時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	
08時-09時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	
09時-10時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	
10時-11時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	
11時-12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	
12時-13時	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	166	
13時-14時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	
14時-15時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	
総計	92	49	19	5	0	0	0	0	1		166	

※[9/6更新]03時08分頃の地震の最大震度を6強から7へ変更しました。

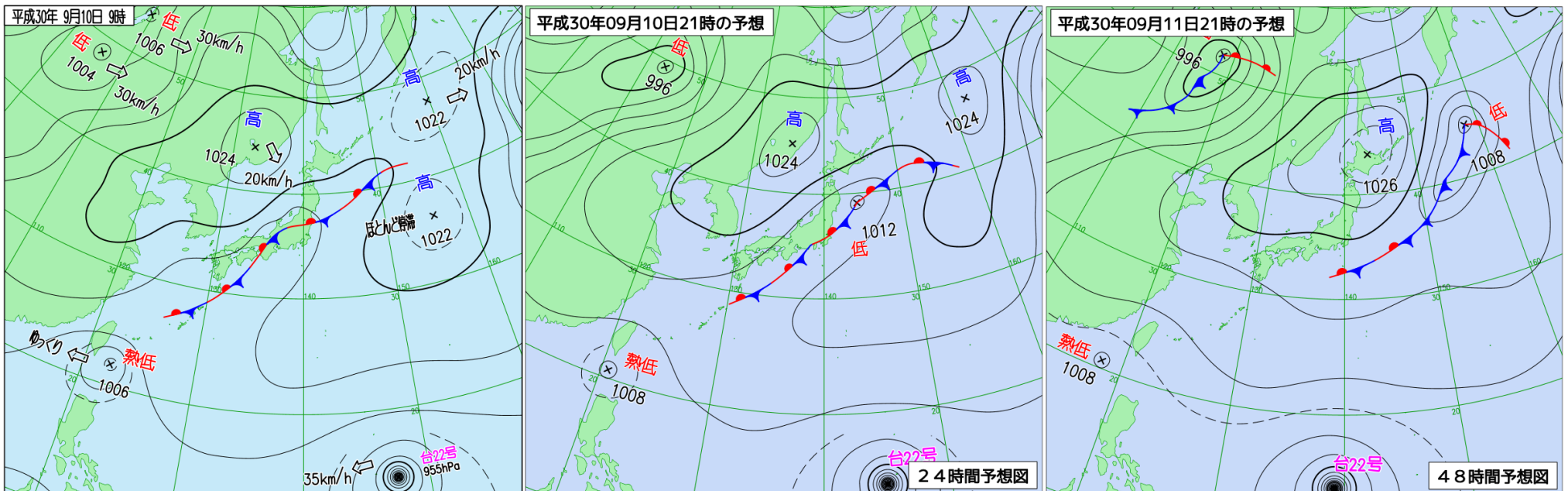


平成30年9月10日 16時00分

【概況】北海道付近は、本州方面に停滞する前線北側の降水域がかかり、10日夕方まで弱い雨が降りますが、その後は11日にかけて西から張り出す高気圧に覆われるため晴れる見込みです。石狩・空知・後志地方や胆振・日高地方は、10日夜は曇りのち晴れ、11日は晴れるでしょう。

## 【留意点】

- ・ 1時間雨量の最大値(10日18時から11日18時)  
石狩・空知・後志地方：0ミリ 胆振：1ミリ 日高地方：3ミリ
- ・ 24時間雨量 (10日18時から11日18時)  
石狩・空知・後志地方：0ミリ、胆振：3ミリ 日高地方：5ミリ
- ・ 10日夜から11日にかけて、降水量は少ない見込みです。
- ・ 11日朝の最低気温は、平年より3℃程度低く、9℃前後となる所がある見込みです。



## 厚真町付近の天気

平成30年9月10日 11時00分

日 / 気温	10日 / 日中の最高16℃				11日 / 朝の最低9℃			
時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時
天気								
3時間雨量(ミリ)	1~4	0	0	0	0	0	0	0
気温(℃)	13	13	14	14	13	11	10	16
風向								
風速(m/s)	6	5	3	4	4	5	7	6
波の高さ(m)	1	1	1	1	1	1	1	1

風向 ・ 0m/s 1-4m/s 5-9m/s 10m/s以上 注意報基準(3m)以上の波は太字で表示します。

気温は各時間帯の初めの時間の予想値です。例えば18-21なら18時の予想値です。

## 週間天気予報 (胆振・日高地方 気温：室蘭)

日	11日(火)	12日(水)	13日(木)	14日(金)	15日(土)	16日(日)	17日(月)
天気	晴 	晴時々曇 	晴後曇 	曇 	曇時々晴 	曇 	曇一時雨 
降水確率(%)	0/0/0/0	10	10	20	10	30	50
最高気温(℃)	23	21	21	23	23	22	21
最低気温(℃)	14	14	16	18	17	17	16

降水確率の1日目は、0-6/6-12/12-18/18-24時です。

## 週間天気予報 気温：厚真町

日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
最高気温(℃)	24	23	23	24	25	24	22
最低気温(℃)	10	11	11	14	14	14	13

# 1. 電源復旧による送電状況

2018年9月10日  
北海道電力株式会社

■ 停電戸数 359戸 (2018年9月10日、15時現在)

※停電戸数の内訳は下表のとおりです。

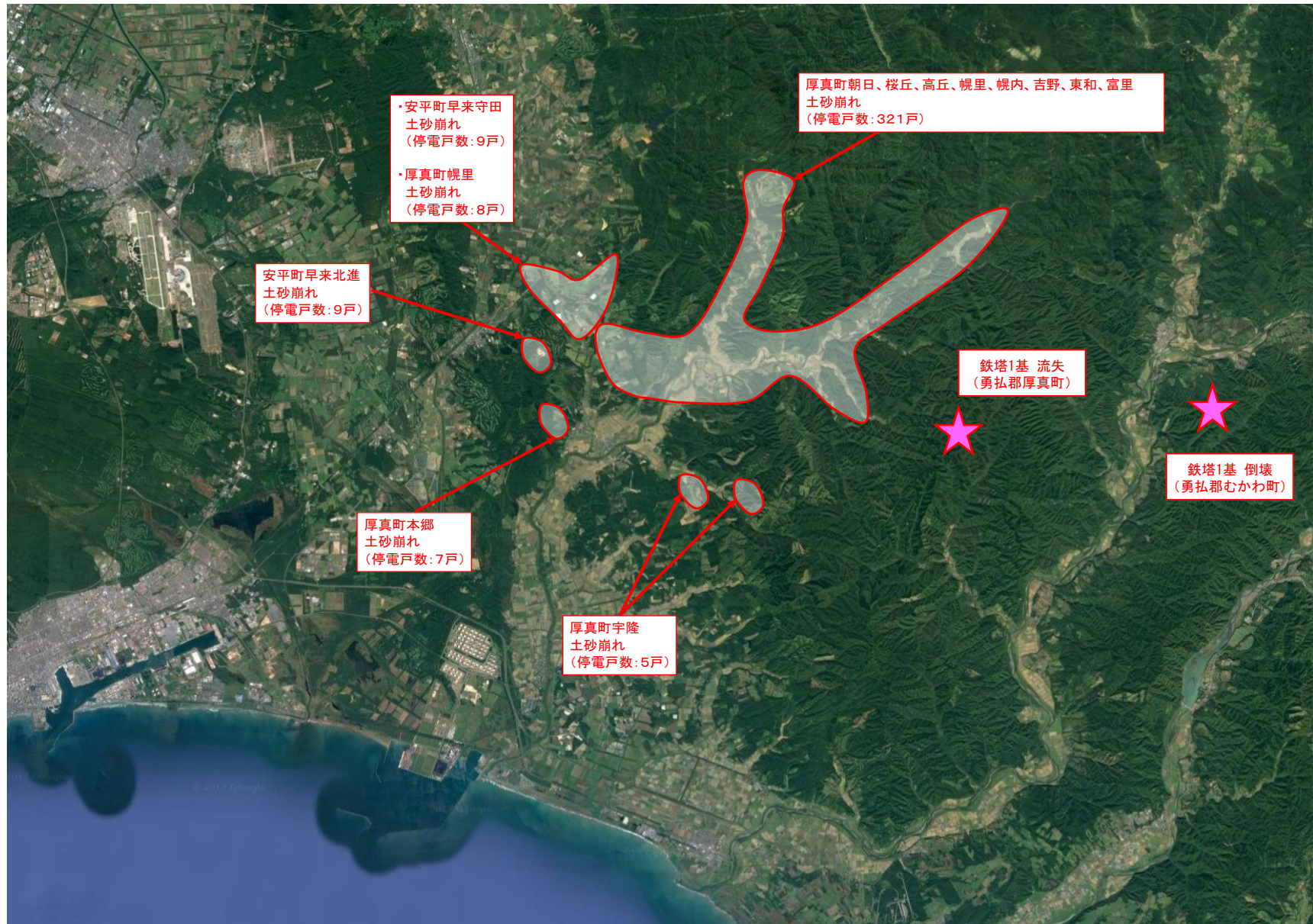
(表) 停電戸数内訳

市町村	停電戸数	地域	状況
厚真町	341戸	朝日、宇隆、桜丘、高丘、東和、富里、幌里、幌内、本郷、吉野	・土砂崩れのため道路が寸断され、復旧車両の立入りが困難 (自治体と対応し、復旧作業を実施)
安平町	18戸	早来北進、早来守田	
合計	<b>359戸</b>		

※むかわ町の停電は解消いたしました。



## 2. 厚真町・安平町の停電エリア





### 3. 移動発電機車による支援

- 緊急時などに備え、当社移動発電機車5台、約4500kWを胆振方面に配備しているほか、全国各地の電力会社の協力を得て、合計132台、約41,000kWの移動発電機車を配備しております。



東北電力(株)および北陸電力(株)の移動発電機車を含む応援車両

## 4. セーフティーネットとしての計画停電について

- 停電は解消に向かっておりますが、電力需給は当面予断を許さない状況にあり、発電設備の計画外停止などにより、需給バランスが保てない可能性があります。
- この場合、供給力回復に向けた各種対策や北海道の皆さまへの更なる節電のお願いなどの対策を講じた上で、それでもなお、需要に対して供給力が不足する場合は、すべてのお客さまを対象に、同一の基準かつ、必要最小限の範囲で電気の使用を制限させていただく計画停電を実施することにより、北海道エリアの需給バランスを維持し、広範囲で不測の停電が発生することを回避します。
- 計画停電を実施せざるを得ない状況となった場合に備え、計画停電の流れや計画停電をお願いする時間帯などの基本的な考え方について纏めており、準備が整い次第、公表させていただく予定です。
- 当社といたしましては供給力対策や節電のご協力等により、計画停電を回避したいと考えておりますので、皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。